#### 令和6年度兵庫県強度行動障害支援者養成研修業務仕様書

#### <u>1 業務の目的</u>

強度行動障害支援者養成研修を実施することで、強度行動障害を有する者に対し適切な支援を行う職員の人材養成を図る。

## 2 業務の内容

強度行動障害支援者養成研修(基礎・実践)の実施

(1) 研修対象者

兵庫県の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象に した業務に従事もしくは今後従事する者等。なお実践研修においては、原則基礎研修を修了し た者を対象とする。

(2) 研修形式

オンライン

(3) 研修カリキュラム

国が定める研修プログラムと同等のものとし、別途要領において定める。

(4) 講師

研修の講師は、国が実施する強度行動障害支援者養成研修(基礎研修(指導者研修))(以下「国研修」という。)を修了した者又はこれに準ずる者が務めることとする。

- (5) 研修開催までの業務
  - ア 全体設計、講師打合せ、資料取りまとめ
  - イ 募集要項作成、申込みサイト構築、受講者選定(県との協議のうえ決定する)及び決定通知
  - ウ 研修案内送付、事前撮影、リハーサル
- (6) 研修開催当日の業務
  - ア システム運営
  - イ 受講者の受付
  - ウ 進行
  - エ ヘルプデスク運営
  - オ アンケート回収
- (7) 研修終了後の業務
  - ア 修了者名簿作成
  - イ 研修動画作成
  - ウ 修了証発行

## 3 研修内容

I 強度行動障害支援者養成研修(基礎)

強度行動障害者のサービス提供に携わる職員の人材養成を目的とした研修を実施する。なお、 研修開催においては次の要件を満たした内容で実施することとする。

- (ア)国のカリキュラムに準じた研修内容とすること。
- (イ) 受講者全員が参加する講義 1日に加え、受講者78名の演習 1日を 4回実施すること。
- (ウ) 演習では各グループ6名のグループワークを実施し、各グループにファシリテーター1名を配置すること。
- (I) 質が確保された均質な研修が行われるように、適宜講師等から研修に関する意見を聞くこと。
- (オ) 基礎研修の全課程を修了した者に対し、修了証書を交付すること。

#### Ⅱ 強度行動障害支援者養成研修(実践)

基礎研修を修了した者を対象に、適正な障害特性の評価及び支援計画が作成できる職員の人材育成を目的とした研修を実施する。なお、研修開催においては次の要件を満たした内容で実施することとする。

- (7) 国のカリキュラムに準じた研修内容とすること。
- (イ) 受講者72名の2日間研修を3回実施すること。
- (ウ) 質が確保された均質な研修が行われるように、適宜講師等から研修に関する意見を聞くこと。
- (エ) 実践研修の全課程を修了した者に対し、修了証書を交付すること。

## 4 開催回数

基礎研修: 4回(全体講義1日を1回、演習1日を4回) 実践研修: 3回(講義1日+演習1日のセットを3回)

## 5 受講者数

基礎研修:312名(全体講義312名×1回、演習78名×4回)

実践研修: 216名(72名×3回)

## 6 受講料

基礎・実践ともに9,000円以内

なお、受講料は研修実施者が収入し、事業費に充填すること。

# 7 期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 8 事業費

上限3,400千円(消費税及び地方消費税を含む。)

# 9 その他

- (1) この業務で得られた著作物等の成果等については、原則、兵庫県に帰属するものであること。 従前権利を有するものなど、著作権を帰属できないものに関しては、事前にその理由を明記す ること。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めのない事項については、県と事業者が必要に応じて協議するものとする。